

指定相談支援事業所 なでしこ運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社 ティー・シー・エム（以下「事業者」という。）が設置する 相談支援事業所なでしこ（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定計画相談支援等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援等の提供を確保することを目的とする。

2 障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与すること（以下「地域移行支援」という。）。

3 居宅において単身その他の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の場合に相談その他の便宜を供与すること（以下「地域定着支援」という。）。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 指定計画相談支援等の事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 指定計画相談支援等の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者若しくは特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業者が行う指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と密接な関係の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。

4 事業者が行う指定地域定着支援事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と密接な関係の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。

- 5 事業者は、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。
- 6 事業者は、自らその提供する指定地域移行支援又は指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 7 事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 事業者は、前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成24年法律第51号)。以下「障害者総合支援法」という。)及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)及び「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号)に定める内容、その他関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所 なでしこ
- (2) 所在地 仙台市若林区大和町4丁目13番27号

(管理者及び従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
  - (ア) 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画等」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
  - (イ) 管理者は、従業者の管理、指定計画相談支援、指定地域移行支援又は地域定着支援等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、基本相談支援、指定計画相談支援、指定地域移行支援又は地域定着支援等に関する次の業務を行うものとする。

  - (ア) 基本相談支援に関する業務

地域の障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障

害福祉サービス事業者等との連絡調整（指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関するものを除く。）その他の必要な便宜を総合的に供与する。

(イ) 指定計画相談支援等におけるサービス利用支援及び障害児支援利用援助に関する業務

支給決定、支給決定の変更の決定、通所給付決定、通所給付決定の変更の決定、地域相談支援給付決定、地域相談支援給付決定の変更の決定（以下「支給決定等」という。）の申請に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成し、支給決定等が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者その他の者（以下「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画を作成する。

(ウ) 指定計画相談支援等における継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助に関する業務

支給決定障害者等、通所給付決定保護者又は地域相談支援給付決定障害者（以下「支給決定障害者等」という。）が、支給決定等の有効期間内において継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画等が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定等に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画等を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行い、又は新たな支給決定等が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

(3) 事務員 1名

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) 上記営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(併設施設サービス付き高齢者住宅なでしこの館3号館の館職員が対応)

☎ 022-232-7570

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所の相談支援専門員が行う指定計画相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) サービス等利用計画等の作成の開始

(ア) サービス等利用計画等の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえ、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにするとともに、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等、指定通所支援又は指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）に加えて、指定障害福祉サービス等以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画等上に位置付けるよう努める。

(イ) 利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。

(3) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。

(イ) アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(4) サービス等利用計画案等の作成

(ア) アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、自立支援法第5条第22項及び児童福祉法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成する。

(イ) サービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等について、自立支援法第

19条第1項に規定する介護給付費等及び児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案等の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案等を作成した際には、当該サービス等利用計画案等を利用者等に交付する。

(5) サービス担当者会議の開催

支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整等を行うとともに、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、当該サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(6) サービス等利用計画等の作成

(ア) 前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案等の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(イ) サービス等利用計画等を作成した際には、当該サービス等利用計画等を利用者等及び担当者に交付する。

(7) モニタリングの実施

(ア) サービス等利用計画等の作成後、サービス等利用計画等の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

(イ) モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、自立支援法第5条第22項及び児童福祉法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。

(ウ) サービス等利用計画等の変更は、サービス等利用計画等の作成と同様の手順で行う。

(8) 指定障害者支援施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報の提供等

(ア) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等（以下「指定障害者支援施設等」という。）への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

(イ) 指定障害者支援施設、指定障害児入所施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

(9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (8) に附帯するその他必要な支援、相談、助言。

(指定地域移行支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定地域移行支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行う。

(イ) 利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 地域移行支援計画の原案の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

(4) 地域移行支援計画の作成に係る会議の開催

障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して地域移行計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(5) 地域移行支援計画の作成

(ア) 地域移行支援計画の原案の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(イ) 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者等に交付するものとする。

(6) 地域移行支援計画の変更

(ア) 地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。

(イ) 地域移行支援計画の変更は、地域移行支援計画の作成と同様の手順で行うものとする。

(7) 地域における生活に移行するための活動に関する支援

(ア) 利用者等の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況を的確に把握に努め、利用者等の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援

及び就労継続支援に限る。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援を提供するものとする。

(イ) (ア)に規定する支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、少なくとも月に2回、利用者等との対面により行うものとする。

(ウ) 障害福祉サービスの体験的な利用支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。

(エ) 体験的な宿泊支援については、宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるものとする。

#### (8) 関係機関との連絡調整等

支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行うものとする。

#### (9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(8)に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

#### (指定地域定着支援の提供方法及び内容)

第8条 事業所で行う指定地域定着支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

##### (1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

##### (2) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行う。

(イ) 利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

##### (3) 地域定着支援台帳の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者等の家族等及び当該利用者等が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成するものとする。

##### (4) 地域定着支援台帳の変更

(ア) 地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。

(イ) 地域定着支援台帳の変更は、地域定着支援台帳の作成と同様の手順で行うものとする。

##### (5) 常時の連絡体制の確保等

(ア) 利用者等の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適正な方法により、当該利用者等又はその家族との常時の連絡体制を確保するものとする。

(イ) 適宜利用者等への居宅への訪問を行い、利用者等の状況を把握するものとする。

(6) 緊急の事態における支援等

(ア) 利用者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者等の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、当該利用者等が置かれている状況に応じて、当該利用者等の家族、当該利用者等が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じるものとする。

(イ) (ア)に規定する滞在による支援については、滞在による支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるものとする。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(6)に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額)

第9条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画相談支援対象障害者等又は障害児相談支援対象保護者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援等を提供する場合は、それに要した交通費の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるものとする。

3 事業者は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付するものとする。

4 事業者は、第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、仙台市の全域とする。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第11条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳以上の者）

(ア) 肢体不自由

(イ) 視覚

(ウ) 聴覚言語

(エ) 内部障害

- (2) 知的障害者 (18 歳以上の者)
- (3) 精神障害者 (18 歳以上の者)
- (4) 障害児 (18 歳未満の者)
  - (ア) 身体に障害のある児童
  - (イ) 知的障害のある児童
  - (ウ) 精神に障害のある児童
- (5) 障害者総合支援法の対象となる難病

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会を設置

(苦情解決)

第 13 条 事業者は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、自立支援法第 10 条第 1 項及び児童福祉法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、自立支援法第 11 条第 2 項及び児童福祉法第 57 条の 3 の 3 第 3 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、自立支援法第 51 条の 27 第 2 項及び児童福祉法第 24 条の 34 第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設

備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 6 事業者は、都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

#### (事故発生時の対応)

- 第14条 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
  - 3 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 2 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
  - 3 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
  - 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならないものとする。
  - 5 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
  - 6 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
  - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。  
平成27年5月1日から施行する。  
令和5年2月1日から施行する。